



さがみはら都市経営ビジョン アクションプラン

平成17年4月

相模原市

アクションプランの見方

(1) 深い絆！信頼と英知で未来を拓くパートナーシップの推進（協働と分権）

重点プログラム：都市経営ビジョンにおける取組みの基本方向を、重点プログラムとして位置付け、具体的な目標を掲げるとともに、できるだけ数値化・指標化に努めた。

【重点プログラム】：市政運営への市民参加の促進
【目標】：多くの市民が市政運営に主体的に関わることのできる仕組みを構築する。

市民参加の仕組みの構築

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【パートナーシップの基本を定める条例の制定】 パートナーシップの目標や理念・基本方針、市民参加の保障、市民活動の推進等、パートナーシップの基本を定める条例を制定する。	市政運営への市民参加が保障され、市民と行政相互の信頼関係を深めることができる。	市民検討組織の設置 庁内検討組織の設置		条例制定				平成19年度に「パートナーシップの基本を定める条例」を制定する。	企画部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【市民参加によるまちづくりを推進する条例の制定】 都市計画マスタープランの実現のため、まちづくりの基本理念や市民、事業者、市の責務、市民主体のまちづくりの仕組みなど、市民参加によるまちづくりを推進する条例を制定する。	市民主体によるまちづくりの仕組みが整備され、市民参加の機会が拡大される。	条例制定						平成17年度に「市民参加によるまちづくりを推進する条例」を制定する。	都市部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【市民人材バンク制度の構築】 個人として公益的活動に従事できる市民を登録し、随時、活動を行うことのできる制度を構築する。	市民が個々の知識、経験等を公益的活動に生かすことのできる仕組みが構築され、市民参加の機会が拡大される。	市民人材バンク制度の構築						平成18年度に「市民人材バンク制度」を構築する。	企画部

取組項目及び内容：都市経営ビジョンにおいて特に優先的・重点的に実施する取組みと、その内容について説明した。

見込まれる成果：取組みの結果、見込まれる成果について明示した。

スケジュール：平成17年度から平成22年度までのスケジュールを明示した。
 なお、達成期限までに空欄になっている年度においても、検討や調整等を行う。

達成目標：達成期限とともに、取組みの達成目標について明示した。

担当部：取組みの中心的役割と責任を担う部門を明示した。

さがみはら都市経営ビジョン・アクションプラン体系図

ページ

生き生きと輝く
市民と創る新たな都市経営

(1)深い絆！信頼と英知で未来を拓く パートナーシップの推進 (協働と分権)	市政運営への市民参加の促進	市民参加の仕組みの構築	70	
		市民参加の機会の創出	71	
	パートナーシップの環境づくり	新たな公益的事業の創出支援	72	
		協働型の福祉コミュニティの形成	73	
	都市内分権の推進	市民自治の仕組みの構築	74	
		市民に身近な行政サービス機能の地域行政機構への移譲	74	
	行政の活動範囲の明確化	行政の活動範囲の明確化	75	
	団体支援の見直し(補助制度)	ゼロベースからの補助制度の再構築	76	
	団体支援の見直し(団体事務局事務)	市民活動団体への関与の適正化	77	
		新たな支援策への転換	77	
	団体支援の見直し(減免制度)	減免基準の見直しによる新たな減免制度の導入	78	
	公益法人等の在り方の見直し	公益法人等の経営評価システムの確立と在り方等の見直し	79	
	新たな受益者負担の導入	対象事業の絞込みと受益者負担の導入	80	
		公共施設駐車場の有料化	80	
		一般ごみの処理手数料の導入	81	
(2)とことん追求！最大の市民満足が得られる公共サービスの提供 (最少経費で最大効果のサービス)	行政評価制度の確立と戦略的な都市経営の推進	行政評価制度の導入等	84	
		戦略的な都市経営の推進	85	
	民間開放の推進	業務の目標管理の導入	86	
		業務の民間開放の推進	86	
		業務の民間委託(個別業務)	87	
	電子市役所の実現	電子市役所の実現	92	
	窓口サービスの向上	市民の視点に立った窓口サービスの改善と効率的な事務執行体制の確立	94	
	公共施設の計画的な整備・保全	公共施設整備指針の策定	95	
		公共施設の維持保全	95	
	庁内分権の推進	庁内分権の推進	97	
		意思決定の迅速化	97	
	職員定数の削減	職員定数の削減	98	
	人事・給与制度の見直し	能力と実績に応じた人事・給与制度の導入	99	
	(3)果敢に挑戦！都市間競争を勝ち抜くための経営基盤の強化 (歳入の確保と歳出の抑制)	新たな増収策の推進	企業立地の促進並びに工業用地の保全及び創出	102
		市税等収納の強化	徴収事務に精通した職員配置の拡充	103
		収納関係業務の一元化による収納力強化	103	
		納税環境の整備	104	
		納税意識の高揚	104	
市債発行の抑制		市債発行限度額の設定	105	
扶助費の抑制		法定事業の見直し	106	
		市単独事業等の見直し	107	
国民健康保険事業特別会計の健全化		国民健康保険事業特別会計の健全化	108	
低未利用資産の活用等		資産管理の適正化(道路残地等)	109	
		売却処分の促進(道路残地等)	109	
		地域の資産としての活用(道路残地等)	109	
		土地開発公社保有土地の取得及び代替地の処分	110	

(1) 深い絆！信頼と英知で未来を拓く
パートナーシップの推進(協働と分権)

【重点プログラム】：市政運営への市民参加の促進

【目 標】：多くの市民が市政運営に主体的に関わることのできる仕組みを構築する。

市民参加の仕組みの構築

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【パートナーシップの基本を定める条例の制定】 パートナーシップの目標や理念・基本方針、市民参加の保障、市民活動の推進等、パートナーシップの基本を定める条例を制定する。	市政運営への市民参加が保障され、市民と行政相互の信頼関係を深めることができる。	市民検討組織の設置 庁内検討組織の設置		条例制定				平成19年度に「パートナーシップの基本を定める条例」を制定する。	企画部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【市民参加によるまちづくりを推進する条例の制定】 都市計画マスタープランの実現のため、まちづくりの基本理念や市民、事業者、市の責務、市民主体のまちづくりの仕組みなど、市民参加によるまちづくりを推進する条例を制定する。	市民主体によるまちづくりの仕組みが整備され、市民参加の機会が拡大される。	条例制定						平成17年度に「市民参加によるまちづくりを推進する条例」を制定する。	都市部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【市民人材バンク制度の構築】 個人として公益的活動に従事できる市民を登録し、随時、活動を行うことのできる制度を構築する。	市民が個々の知識、経験等を公益的活動に生かすことのできる仕組みが構築され、市民参加の機会が拡大される。		市民人材バンク制度の構築					平成18年度に「市民人材バンク制度」を構築する。	企画部

市民参加の機会の創出

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
<p>【市民委員会によるパートナーシップ推進への支援】 パートナーシップを推進するための市民組織である市民委員会への支援を行う。</p>	<p>市政運営への市民参加を市民が促す仕組みが構築され、市民参加の機会が拡大される。</p>	<p>市民委員会の設置 庁内検討組織の設置</p>						<p>平成17年度に市民委員会を設置する。</p>	<p>企画部</p>
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
<p>【パートナーシップを推進するための市政情報提供の改善】 パートナーシップを推進するための市政情報の内容や提供方法などを改善する。</p>	<p>市民がパートナーシップに関する市政情報を共有できるようになり、市民参加の機会が拡大される。</p>	<p>市政情報の内容や提供方法の改善 (パートナーシップに関するホームページの改善など)</p>						<p>平成17年度にパートナーシップを推進するための市政情報の内容や提供方法などを改善する。</p>	<p>企画部</p>

【重点プログラム】：パートナーシップの環境づくり
 【目標】：市民活動を支えるための仕組みを構築する。

新たな公益的事業の創出支援

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【市民活動サポートセンターの情報提供・相談機能の強化】 新たな公益的事業を創出するため、市民活動サポートセンターにおける情報提供や相談機能を強化・充実する。	市民団体同士や市民団体と行政のパートナーシップによる新たな公益的事業の創出が図られる。	市民活動サポートセンタースタッフの研修の強化・充実						平成17年度から市民活動サポートセンタースタッフの研修の強化・充実を図る。	企画部
【パートナーシップ事業助成制度の推進】 市民活動団体が他の団体と連携して行う新たな公益的事業に要する経費の一部を助成する制度（パートナーシップ事業助成制度：平成16年度創設）を推進する。	団体と団体とが連携する事業の初動期の取組みを支援することにより、パートナーシップ事業の拡大が図られる。	パートナーシップ事業助成制度の推進	助成制度の効果検証					パートナーシップ事業助成制度は、平成18年度までのサンセット事業とし、最終年度に効果検証を行う。	企画部
【コミュニティビジネスの支援】 コミュニティビジネスの普及、啓発 起業支援 ビジネス機会の拡大 推進ネットワークの構築支援を行う。	コミュニティビジネスの意義や目的が市民に認知されとともに、起業に必要な知識や相談ができる場が生まれ、コミュニティビジネスの積極的な展開が図られる。	ポータルサイトの創設 起業家育成塾の開催 交流フォーラムの開催	総合相談窓口の設置 専門アドバイザーの派遣	事業プランコンテストの実施				平成17年度からコミュニティビジネスの支援事業を順次実施する。	経済部

協働型の福祉コミュニティの形成

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【福祉コミュニティの形成】 地域福祉計画に基づき、行政と民間との役割分担の明確化を図るとともに、市民、地域団体、NPO等と連携し、協働型の福祉コミュニティの形成を目指す。	協働型の福祉コミュニティの形成により、サービスの利用促進、地域福祉活動への市民参加の促進が図られる。		モデル事業の実施		福祉コミュニティ事業の実施			平成20年度に協働型の福祉コミュニティ事業を実施する。	保健福祉部

【重点プログラム】：都市内分権の推進
 【目標】：市民に身近な地域への分権を進め、暮らしやすい地域社会を市民自身の手で創るための仕組みを構築する。

市民自治の仕組みの構築

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【市民自治の仕組みの構築】 市民への啓発活動を行うとともに、モデル事業を実施し、新たな市民自治の仕組みを構築する。	市民自らが主体的に地域づくりに参画し、課題解決に取り組むことで、より暮らしやすい地域社会が形成される。	モデル事業の実施 市民への啓発活動		モデル事業の効果検証	可能なものから実施			平成17年度にモデル事業を実施し、効果を検証した上で、平成20年度以降は可能なものから実施する。	企画部

市民に身近な行政サービス機能の地域行政機構への移譲

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【行政サービス機能の地域行政機構への移譲】 市民に身近な行政サービス機能を地域行政機構に移譲する。	地域特性に応じた行政サービスを提供することが可能となり、地域の個性を重視したまちづくりが実現する。	庁内検討組織の設置			市民の意見聴取・準備		段階的实施	平成22年度を目途に地域行政機構への権限移譲を段階的に実施する。	企画部

【重点プログラム】：行政の活動範囲の明確化

【目標】：まちづくりを担う主体（市民・企業・団体・行政等）が役割を分担しながら、互いに協働を進いていくために、行政の活動範囲を明確にする。

行政の活動範囲の明確化

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【行政の活動範囲の見直し指針の策定】 行政の活動範囲を明確化するための基本的な考え方を示す指針を策定し、事務事業の見直しを行う。	市民と行政の役割分担が明確化されることで、行政サービスの担い手の多様化が図られ、協働によるまちづくりが実現する。	指針策定組織の設置	行政の活動範囲の見直し指針の策定					平成18年度に行政の活動範囲の見直し指針を策定し、事務事業の見直しを行う。	企画部

【重点プログラム】：団体支援の見直し(補助制度)

【目 標】：市民との協働や市民による新たな公益的事業の創出を支援するための制度へ転換する。

ゼロベースからの補助制度の再構築

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【市民企画提案型補助制度の創設】 市民自らが自立的・自発的で公益的な活動を企画・提案する「公募型」、「提案型」の補助制度を導入する。	市民と行政との対等なパートナーシップの関係のもとで、自立的・自発的で公益的な市民活動が促進される。	市民企画提案型補助制度の創設 市民企画提案の募集	市民企画提案に対して補助					平成17年度に市民企画提案型補助制度を創設する。	財務部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【市民企画提案型補助制度への転換】 第三者による補助金評価検証機関を設置し、現行の補助金全てに対し補助採択や補助効果の検証を行う。現行の補助制度はゼロベースから再構築する。	「行政上、公益上の必要」から、多種多様な補助金が市民団体などに交付されている現在の補助金の在り方が全面的に見直され、補助制度の透明性が高まるとともに、事業の公共・公益性に着目した検証を行うことで公平・公正な運用が図られる。	補助金の評価検証機関の設置	全額運営費補助のものは廃止 市民企画提案型補助制度への移行	運営費補助と事業費補助の性格を併せ持つ補助を精査し、市民企画提案型補助制度へ移行	事業費補助について精査し、市民企画提案型補助制度へ移行 補助金型委託事業の見直し			平成17年度に評価検証機関を設置する。 平成20年度までに全ての補助金の評価・検証を行う。	財務部

【重点プログラム】：団体支援の見直し(団体事務局事務)
 【目標】：市民活動団体の自立を促し、住民主体の団体運営を実現して、市民と行政が対等な立場に立ったパートナーシップの構築を図る。

市民活動団体への関与の適正化

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【関与の基準策定及び評価】 市民活動団体の自立の促進に向け、行政からの関与の基準を策定し、第三者機関による評価を行う。	基準に基づき段階的に行政による団体事務局事務を縮小することにより、行政の関与の適正化が図られる。		基準策定組織の設置 団体関与の基準策定	基準に沿った運用と第三者機関による評価				平成18年度に基準を策定し、平成19年度から基準の運用と評価を行う。	企画部 市民部

新たな支援策への転換

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【新たな支援策への転換】 市職員が担っている団体事務局事務を、時限的な補助制度等により、段階的に非常勤職員、団体雇用職員へと移行する。また、市民活動団体の自立へ向けた情報提供や地域における経験豊かな人材の参画を促すための支援を行う。	市民活動団体の自立を促進することにより、市民と行政とが対等な立場に立ったパートナーシップの構築が図られる。			新たな支援策の導入				平成19年度から新たな支援策を導入する。	企画部 市民部

【重点プログラム】：団体支援の見直し(減免制度)

【目標】：公の施設使用料・利用料金の減免基準の見直しにより、利用者間の公平性を確保し、受益と負担の適正化を図る。

減免基準の見直しによる新たな減免制度の導入

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【新たな減免制度の導入】 平成15年度に策定した「減免規定の基本的な考え方」に基づき、減免規定の改正を行い、新たな減免制度を導入する。	減免基準を見直すことにより、一般利用者との公平性が確保され、受益と負担の適正化を図ることができる。	減免規定の改正	新たな減免制度の実施					平成17年度に減免規定を改正し、平成18年度から新たな減免制度を導入する。	企画部

【重点プログラム】：公益法人等の在り方の見直し
 【目標】：公益法人等の在り方や役割を見直し、公益法人等の主体性、自立性を高め、経営の健全化と活性化を図る。

公益法人等の経営評価システムの確立と在り方等の見直し

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【公益法人等の経営評価システムの確立と在り方等の見直し】 平成16年度に導入した「公益法人等の経営評価システム」に基づき、毎年経営評価を実施する。 また、経営評価の結果に基づき公益法人等の在り方及び支援・関与の見直しを実施する。	評価結果に基づき、公益法人等の在り方や役割、事業等の見直し、最小限で効果的な支援策の検討を行うことにより、公益法人等の主体性、自立性が高まり、経営の健全化と活性化が図られる。	公益法人等経営評価システムの運用 公益法人等の在り方及び支援・関与の見直し						毎年評価システムを運用し、公益法人等の在り方及び支援・関与の見直しを実施する。	総務部

【重点プログラム】：新たな受益者負担の導入

【目 標】：公共サービスへの受益者負担の導入により、受益と負担の適正化を図る。

対象事業の絞込みと受益者負担の導入

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【受益者負担の導入】 平成15年度に策定された「受益者負担の在り方の基本的な考え方」に基づき、対象事業を絞り込み、受益者負担の導入を図る。	受益者負担が妥当と判断される事業について、受益者負担を導入することにより、受益と負担の適正化が図られる。	必要な事業について受益者負担を導入						平成17年度から順次、受益者負担の導入を行う。	企画部

80

公共施設駐車場の有料化

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【公共施設駐車場の有料化】 平成15年度に策定した「公共施設駐車場の有料化の基本的な考え方」に基づき、順次有料化を実施する。 市内5つの公園エリア 相模原麻溝公園エリア 相模原北公園エリア 淵野辺公園エリア 横山公園エリア 鹿沼公園エリア 及び市役所周辺施設の駐車場 その他の公共施設駐車場	公共施設駐車場の有料化を順次実施することにより、公共サービスの受益と負担の適正化が図られる。	市内5つの公園エリア及び市役所周辺施設の駐車場有料化について、条例を整備	市内5つの公園エリア及び市役所周辺施設の駐車場有料化を実施	その他施設の駐車場有料化について、条例を整備	その他施設の駐車場有料化の実施			平成18年度から公共施設駐車場の有料化を順次実施する。	総務部

一般ごみの処理手数料の導入

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
<p>【一般ごみの処理手数料の導入】</p> <p>本市の特性や規模に相応しい一般ごみの処理手数料導入の方向性について検討・実施する。</p>	<p>一般ごみの処理手数料の導入により、排出者責任が喚起され、排出量の抑制が図られるとともに、ごみの排出量に見合った費用負担が実現し、受益と負担の適正化が図られる。</p>	<p>一般ごみの処理手数料導入の方向性について決定</p>			<p>方向性に基づき一般ごみの処理手数料を導入</p>			<p>平成17年度に方向性について決定し、その方向性に基づき、平成20年度に導入する。</p>	<p>環境事業部</p>

(2)とことん追求！最大の市民満足が得られる公共サービスの提供(最少経費で最大効果のサービス)

【重点プログラム】：行政評価制度の確立と戦略的な都市経営の推進

【目 標】：市民ニーズを反映し、成果主義を基本とした行政施策を推進する。

行政評価制度の導入等

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【経営評価委員会による政策・施策評価の導入】 政策・施策評価に経営評価委員会による評価を導入する。	行政の政策・施策に関する透明性や客観性が確保され、市民への説明責任を十分に果たすことができる。 さらに、市民の視点に立った評価を行うことにより、新たな施策の方向性を見定めることができる。	経営評価委員会による政策・施策評価のモデル実施		経営評価委員会による政策・施策評価の実施		経営評価委員会による政策・施策評価の実施		平成17年度に経営評価委員会による政策・施策評価をモデル的に導入し、平成19年度から、隔年で本格実施していく。	企画部
【事務事業評価の改善】 物件費・人件費などの費用情報、現状と課題などが具体的に記載されている事業カルテとして活用できるよう、事務事業評価の改善を実施する。	行政の事務事業に関する透明性や客観性が確保され、市民への説明責任を十分に果たすことができる。 さらに、事業の有効性、必要性を評価し改善することにより、適正な予算や定数の配分を実施することができる。	事務事業評価の改善及び実施						平成17年度から事務事業評価を改善し、実施する。	総務部
【市民満足度調査の実施】 行政サービスに対する市民満足度調査を実施し、施策の効果を定量的に検証する。	市の政策・施策に対して、市民の満足度がどれだけ向上したかを定量的に検証することができる。これにより、新たな施策の方向性を見定めることができる。		市民満足度調査の実施		市民満足度調査の実施		市民満足度調査の実施	平成18年度から政策・施策評価と連動する市民満足度調査を隔年で実施する。	企画部

戦略的な都市経営の推進

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【経営評価委員会の設置】 市民や学識経験者を構成員として、経営評価委員会を設置し、都市経営ビジョンの進行管理を行う。	行政経営に関する透明性が高まり、客観的な評価が可能となる。	経営評価委員会の設置						平成17年度に経営評価委員会を設置する。	企画部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【都市経営推進本部の設置】 庁内に都市経営推進本部を設置し、都市経営ビジョンを推進する。	都市経営ビジョンに基づく戦略的な都市経営の推進が図られる。	都市経営推進本部の設置						平成17年度に都市経営推進本部を設置する。	企画部

【重点プログラム】：民間開放の推進

【目 標】：業務の目標管理の導入と民間委託等の推進により、行政コストの削減を図る。

業務の目標管理の導入

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【業務の目標管理の導入】 全ての業務の棚卸しを実施し、適正な業務量やコストを明確にし、業務達成度の目標値と評価基準を設定する。	行政サービスにおけるコスト意識を高め、各業務の見直し、改善を進めることにより、行政コストの削減が図られる。	棚卸分析手法の確立	分析の一部実施 評価基準の設定 一部の目標の設定	分析の本格実施 一部の目標管理の実施 目標の設定	目標管理の実施			平成19年度から業務の目標管理を導入し、行政コストの削減を図る。	総務部

業務の民間開放の推進

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【全庁をあげての民間委託の推進】 委託基準に基づき、民間委託の導入を推進する。	全ての業務について民間委託を検討し、業務の民間委託を継続的に実施することにより、全庁的な行政コストの削減が図られる。	民間委託の推進						民間委託を推進する。	総務部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【市場化テストの導入】 市場化テストの導入を図る。	官民競争入札の実施により、最少経費で最大効果の公共サービスを提供することが可能となる。			市場化テストの導入				平成19年度から市場化テストを導入する。	総務部

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【公立保育所の民営化】 公立保育所の民営化を実施する。	民営化により、行政コストの削減とともに、民間ノウハウの活用によるサービス向上が図られる。	民営化の実施(1箇所)			民営化の実施(1箇所)	民営化の実施(1箇所)	民営化の実施(1箇所)	平成17年度から民営化を実施する。	保健福祉部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【指定管理者制度への移行】 現在、管理委託を行っている公の施設については、原則として指定管理者制度に移行する。 その他の公共施設においても管理運営体制の見直しを行い指定管理者制度への移行を検討する。	公の施設の管理について、民間事業者等が有するノウハウを効果的に活用することで、市民サービスの向上が図られる。	指定管理者制度への移行準備(平成16年度に2箇所を先行実施)	指定管理者制度への移行					平成18年度から指定管理者制度へ移行する。	総務部

業務の民間委託(個別業務)

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【広報関連事務】 「広報さがみはら」編集事務及びその他の広報関連業務について、民間委託を実施する。	業務の民間委託により、行政コストの削減が図られるとともに、民間ノウハウの活用による魅力的な広報体制を実現する。		広報紙編集業務のうちレイアウト業務の民間委託を実施	民間委託対象業務を拡大				平成18年度までにレイアウト業務の民間委託を実施し、平成19年度以降、委託業務の拡大を推進する。	企画部

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【情報処理システム関連業務】 (ホストコンピュータ関連業務) ホストコンピュータのオープン利用 ホストコンピュータの管理、運用等の民間委託 (その他の業務) 民間委託する業務の拡大 サーバシステムの活用 他市町村との共同開発、利用体制 SEの常駐化 民間人材の登用 等を中心に本市の実情にあった最適な民間委託を実施する。	可能な業務の民間委託により、業務の専門性を高め、行政コストの削減が図られる。	(ホストコンピュータ関連業務) 民間委託を含めた開発・運用体制についての検討		新たな運用方針の確立	民間委託を含めた新たな運用の開始			平成20年度までに新たな民間委託体制を確立する。	企画部
		(その他の業務) 民間委託対象業務を抽出、実施	順次、対象業務を拡大					平成17年度から一部の業務の民間委託を拡大する	
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【庶務事務】 各部・各課に共通した庶務事務(服務報告、旅費支給事務等)について、可能な業務の民間委託を実施する。	業務の民間委託により、行政コストの削減が図られる。	民間委託対象事務の抽出	民間委託実施事務の選定	庶務事務の民間委託を実施				平成19年度までに庶務事務の民間委託を実施する。	総務部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【職員研修事務】 「果敢に挑戦する職員」の実現に向けた人材育成のため、業務の民間委託を実施する。	業務の民間委託により、行政コストの削減が図られる。	研修企画委員会の設置 民間委託対象業務の抽出	民間委託の計画を作成	一部研修の民間委託を実施 民間委託の評価、見直し	民間委託の実施			平成20年度までに研修業務の民間委託を実施する。	総務部

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【税務事務(納税督促・申告書の処理・土地・家屋評価)】 (法的要件に課題のない事務) *代表例 納税督促事務 申告書処理事務 土地・家屋評価事務 等を対象とし、可能な業務の民間委託を実施する。	業務の民間委託により、業務の専門性を高め、行政コストの削減が図られる。	民間委託対象事業抽出・業者選定を実施	一部で民間委託の実施	民間委託の実施				平成20年度までに税務事務の民間委託を実施する。	財務部
		適否を判断	民間委託対象事業抽出・業者を選定	一部で民間委託を実施	民間委託を実施				
(法的要件に課題のある事務) 滞納処分事務 公売事務 実態調査事務 土地・家屋調査事務 等については、適否を判断し、可能な業務について、民間委託を推進する。									
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【車両管理事務】 バスの運行委託 軽乗用車、軽貨物車のリース車両への切替え 等を実施する。	業務の民間委託及びリース車両への切替えにより、行政コストの削減が図られる。		バスの運行委託					平成18年度からバスの運行委託を実施する。 順次、公用車のリース車両への切替えを実施する。	財務部
		公用車のリース車両への切替え							

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【窓口業務】 受付事務 電算事務 その他一般事務 を対象とし、可能な業務の民間委託を実施する。	業務の民間委託により、業務の専門性を高め、サービスの向上、行政コストの削減が図られる。	民間委託対象事務抽出・業者選定を実施	窓口業務の一部で民間委託を実施	窓口業務の民間委託を実施				平成19年度までに窓口業務の民間委託を実施する。	市民部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【コールセンターの設置】 民間委託による全庁を対象としたコールセンターを設置する。	業務の民間委託により、業務の専門性を高め、サービスの向上、行政コストの削減が図られる。			コールセンターの設置				平成19年度にコールセンターを設立する。	総務部 市民部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【一般ごみ収集業務】 民間委託による夜間収集事業実施地区を拡大する。	業務の民間委託により、行政コストの削減と行政サービスの向上が図られる。	夜間収集を実施(2箇所) 実施地区の拡大について検討	検討結果を踏まえ実施地区を拡大(2箇所)	実施地区の拡大(2箇所)	実施地区の拡大(2箇所)			夜間収集実施事業地区を順次拡大する。	環境事業部
上記の結果を参考に一般ごみ収集業務に係る民間委託の在り方について検討・実施する。			一般ごみ収集業務の民間委託の在り方を決定	民間委託の在り方に基づき適宜実施			平成19年までに一般ごみ収集に係る民間委託の在り方を決定し、平成20年度から適宜実施する。		

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【設計業務】 今後、増加が予想される公共施設の改修・修繕工事について、設計業務の民間委託を実施する。 併せて直営による設計業務の省力化を実施する。	可能な業務の民間委託により、行政コストの削減が図られる。	設計業務の民間委託の在り方を確立 一部、改修設計の民間委託を実施 設計の省力化の検討	設計業務の民間委託を実施	設計の省力化を確立				平成18年度までに設計業務の民間委託を実施し、平成19年度までに設計業務の省力化を確立する。	建築部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【学校管理業務】 学校作業員の業務について、退職者不補充を原則とし、順次民間委託を実施する。	業務の民間委託により、行政コストの削減と行政サービスの向上が図られる。	順次、民間委託を実施						民間委託を順次実施する。	管理部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【給食調理業務】 公立小学校給食調理業務について、退職者不補充を原則とし、順次、民間委託を実施する。	業務の民間委託により、行政コストの削減と行政サービスの向上が図られる。	順次、民間委託を実施						民間委託を順次実施する。	管理部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【図書館業務】 図書館業務の非常勤化及び民間委託を実施する。	業務の非常勤化及び民間委託により、行政コストの削減と行政サービスの向上が図られる。	非常勤化・民間委託に対する考え方の確立	順次、非常勤化・民間委託を実施					平成18年度から非常勤化・民間委託を実施する。	生涯学習部

【重点プログラム】：電子市役所の実現

【目 標】：市民の利便性の向上と的確かつ迅速な事務処理を図るため、電子市役所を実現する。

電子市役所の実現

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【システムの構築】 情報化推進基本計画に基づき、各システムを順次整備・運用する。	電子での届出等が可能となることにより、市民が任意の場所から、任意の時間に手続きを完了することができ、利便性が向上するとともに、的確かつ迅速な事務処理が図られる。	電子申請・届出システムの運用開始	電子調達システムの運用開始 電子納付システムの運用開始 電子申告システムの運用開始		GISシステムの運用開始			年次計画に基づく計画的な整備を行う。	企画部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【インターネットによる市議会本会議中継】 市役所本庁舎のみで行われている市議会本会議中継を、インターネットを利用して議会ホームページ上で視聴できるようにする。	議会活動をより広く、多くの市民へ公開することにより、議会及び市政への関心、理解を深めることができる。	インターネットによる本会議中継の実施						平成17年度から、インターネットによる本会議中継を実施する。	議会事務局
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【インターネットによるビデオ広報配信】 ビデオ広報を、動画配信（ストリーミング）技術を活用してインターネット上で放映する。	ビデオ広報をインターネットで配信することにより、市民の視聴機会が増すとともに、日本全国に発信することで、本市の知名度・イメージのアップが図られる。	インターネットによるビデオ広報配信の実施						平成17年度から、インターネットによるビデオ広報配信を実施する。	企画部

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【学校の情報化の推進】 情報教育の充実を図るため、職員室のコンピュータ整備を行い、学校間、学校と教育委員会をネットワークで結ぶ。	職員室のコンピュータ整備と学校間、学校と教育委員会のネットワーク化により、教育情報の共有化が進められるとともに、事務の効率化と通信コストの削減が図られる。	職員室のコンピュータ整備						平成17年度から3箇年で、職員室のコンピュータ整備を行う。	学校教育部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【情報化推進基本計画の推進】 情報化推進基本計画に基づき、着実に情報化の推進を図る。また、3年後に見直しを行い、ITの技術革新への対応を図る。	中長期的な方針のもと、各システムの計画的な整備が可能となり、国・県など他のシステムとの窓口の一本化に向けたシステムの体系化が可能となる。			基本計画の見直し(進行管理・技術革新への対応・システム体系化の検討)		システム体系の確立	新たな情報化推進基本計画の策定	平成21年度にシステム体系を確立する。	企画部

【重点プログラム】：窓口サービスの向上

【目 標】：顧客主義の視点に立った窓口サービス体制を構築する。

市民の視点に立った窓口サービスの改善と効率的な事務執行体制の確立

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【窓口サービスの改善】 事務処理時間の短縮 窓口の統合や再配置 総合案内機能の見直し 玄関ロビーの活用方法 休日開庁 などについて検討し、順次改善を実施する。	窓口での接遇の向上や、縦割配置の是正による待ち時間の短縮など、窓口業務における市民サービスの向上が図られる。	事務室レイアウトの再編の検討 事務改善の実施 休日取扱い業務の拡大	事務室レイアウトの再編	事務室レイアウトの再編が完了				平成17年度から事務改善を実施するとともに、平成19年度に事務室レイアウトの再編を実施する。	市民部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【カスタマーセンターの設置】 相談・苦情処理対応の迅速化を図り、対応結果を分かりやすく市民に公表するカスタマーセンターを設置する。	市民の相談・苦情に対する対応の迅速化と分かりやすい情報公開の実施により、市民サービスの向上が図られる。			カスタマーセンターの設置				平成19年度にカスタマーセンターを設置する。	企画部 市民部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【効率的な事務執行体制の確立】 民間委託の推進(再掲) 非常勤職員、再任用職員等の活用	窓口業務の合理化・効率化によるサービス向上とともに、行政コストの削減が図られる。	民間委託を推進 非常勤職員等の活用						順次、窓口業務の民間委託を実施する。	市民部 財務部
コールセンターの設置(再掲)				コールセンターの設置				平成19年度にコールセンターを設置する。	総務部 市民部

【重点プログラム】：公共施設の計画的な整備・保全

【目 標】：公共施設全般において、時代のニーズに適合するよう総合的な計画・管理・運営を行う。

公共施設整備指針の策定

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【公共施設整備指針の策定】 公共施設の機能や配置計画などを見直し、施設需要や利用者ニーズを反映する公共施設整備指針を策定する。	利用者のニーズに適合した公共施設サービスを提供することができる。			公共施設整備指針の策定				平成19年度に公共施設整備指針を策定する。	企画部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【大規模事業評価の導入】 大規模事業の実施段階において、事前評価を行う仕組みを確立する。	大規模事業の必要性、妥当性等の検証により、推進・継続の是非を検討する仕組みを構築し、政策判断(事業採択)のプロセスの透明性を高めることができる。			大規模事業評価制度の導入				平成19年度に大規模事業評価制度を導入し、順次実施する。	企画部

95

公共施設の維持保全

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【公共施設保全計画の策定】 公共施設の長寿命化を図り、良質なストックの活用を行うために、公共施設保全計画を策定する。	施設の長寿命化に取り組むことにより、改修需要の抑制が可能となり、施設利用者の保全意識の高揚にもつながる。	保全計画の策定						平成17年度に公共施設保全計画を策定する。	建築部

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
<p>【公共施設修繕計画の策定】</p> <p>施設のライフサイクルを考慮した改修を計画的に実施するための公共施設修繕計画を策定する。</p>	<p>今後増加が見込まれる改修経費の平準化が図られるとともに、施設の効用を有効に発揮することができる。</p>	<p>修繕計画の策定</p> <p>第1次実施計画(5年間)</p>					<p>第2次実施計画(5年間)</p>	<p>平成17年度に公共施設修繕計画を策定し、平成21年度までの5年間で第1次実施計画を着実に推進する。</p>	<p>建築部</p>

【重点プログラム】：庁内分権の推進

【目 標】：各部門において自己決定・自己責任の原則に基づく事務処理が可能なシステムを構築する。

庁内分権の推進

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【権限の移譲による庁内分権の推進】 各部門に部門内の職員配置及び予算配分等、一定の権限移譲を行う。	権限と責任が明確になるとともに、意思決定のスピードアップなど、迅速で弾力的な組織運営ができるようになり、時代や市民ニーズの変化への対応力を高め、高品質で高い満足度の行政サービスを市民に提供できるようになる。		各部門に企画・総務・財務機能をもつ部門の設置 組織の大きくり化					平成18年度までに各部門に部門内の職員配置及び予算配分等、一定の権限移譲を行う。	総務部

意思決定の迅速化

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【庁議システムの見直し】 政策形成過程における庁議システム(役割・機能・運営体制)を見直し、庁内分権を推進する。	政策形成における議論が効率的に行われ、意思決定が迅速に行われる。		新たな庁議システムへの移行					平成18年度から新たな庁議システムに移行する。	企画部

【重点プログラム】：人事・給与制度の見直し
 【目 標】：能力・業績主義の人事・給与制度を導入する。

能力と実績に応じた人事・給与制度の導入

取組項目項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【新たな職員評価制度の導入】 能力・業績が処遇・給与に反映される新しい職員評価制度を導入する。	経験年数、年齢を考慮した人事・給与制度から能力・業績が人事上の処遇や給与に反映される人事・給与制度へと転換することにより、職員一人ひとりが持てる能力を最大限に発揮し、より質の高い行政サービスが提供される。	新たな職員評価制度を全職員に対して試行	新たな職員評価制度の導入	前年度の評価結果を処遇・給与に反映 結果の概要を市民に公表				平成18年度から新たな職員評価制度を導入し、平成19年度から、評価結果を処遇・給与に反映させる。 また、平成17年度から新たな給与制度の検討を開始する。	総務部
【職員評価制度と連動した新たな給与制度の検討】 職責・能力・業績などが処遇・給与に反映される給料表の作成など、新たな給与制度の検討に取り組む。		新たな給与制度の検討							

(3) 果敢に挑戦！都市間競争を勝ち抜くための
経営基盤の強化(歳入の確保と歳出の抑制)

【重点プログラム】：新たな増収策の推進

【目 標】：成長産業の集積を促進し、市内産業の活性化と雇用の創出により税収増を図る。

企業立地の促進並びに工業用地の保全及び創出

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【企業立地の促進】 新規立地に対する助成、 企業立地促進融資制度の拡 充等の支援策を実施すると ともに、総合的に企業ニーズ に対応できる体制を構築し、 企業立地の促進を図る。	成長産業の集積を促進し、 市内産業の活性化と雇用の 創出により税収増が図られ る。	企業立地等の 促進に関する 条例の制定 企業立地等促 進会議の設置 支援策の実施						平成17年度 に企業立地等 の促進に関す る条例の制 定、企業立地 等促進会議の 設置、支援策 を実施する。	経済部
【工業系産業用地の保全】 工業用地の継承、工業系 産業用地の地区計画決定に 対する助成等の支援策の実 施により、工業系産業用地の 保全を図る。	成長産業の集積を促進し、 市内産業の活性化と雇用の 創出により税収増が図られ る。	企業立地等の 促進に関する 条例の制定 支援策の実施						平成17年度 に企業立地等 の促進に関す る条例を制定 し、工業系産 業用地保全の 支援策を実施 する。	経済部
【新たな産業用地の創出】 新たな工業系産業用地を 創出する際の基準を策定す る。	成長産業の集積を促進し、 市内産業の活性化と雇用の 創出により税収増が図られ る。	工業系産業用 地創出に関す る基準の策定						平成17年度 に工業系産業 用地創出に関 する基準を策 定する。	都市部

【重点プログラム】：市税等収納の強化

【目 標】：市税等の現年度分収納率を向上させる。

市税(国民健康保険税を除く)	98.3%(平成15年度)	98.5%(平成19年度)
国民健康保険税	88.6%(平成15年度)	90.0%(平成19年度)
保育料	98.7%(平成15年度)	98.8%(平成19年度)
住宅使用料	97.9%(平成15年度)	98.5%(平成19年度)

徴収事務に精通した職員配置の拡充

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【徴収事務に精通した職員配置の拡充】 税務署や県税事務所から職員を派遣してもらうことや、税務署OBを徴収員等として採用するなど、外部から専門知識・技術に精通した職員を増員する。	専門知識・技術に精通した人材が適切に配置されることにより、効率的で適正な事務が執行され、市税収納が強化される。		徴収部門における外部専門職員の増員					平成18年度から外部専門職員を増員する。	財務部

103

収納関係業務の一元化による収納力強化

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【収納業務の一元化】 市税その他諸収入金の収納業務を一元化し、総合的な徴収事務と納付相談を受け付ける「(仮称)収納対策課」を設置する。	市税等の徴収部門が一元化され、効率的で効果的な徴収事務が適正に執行され、収納力が強化される。市民個々の事情に応じた総合的な相談が行われ、納期内納付の促進や、滞納の未然防止・早期解消が図られる。		条例、規則の改正等	「(仮称)収納対策課」設置				平成19年度に「(仮称)収納対策課」を設置する。	財務部

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【市税以外の諸収入金の徴収強化】 諸収入金に係る督促、延滞金及び滞納処分に関する条例を制定し、市税以外の諸収入金の徴収を強化する。	市税以外の諸収入金の徴収が強化されるとともに、公平性が確保される。		条例制定					平成18年度に諸収入金に係る督促、延滞金及び滞納処分に関する条例を制定する。	財務部

納税環境の整備

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【電子納付システム・コンビニ収納の導入】 電子納付システムを導入するとともに、コンビニエンスストアでの税金収納を導入する。	納税環境が整備され、利便性が向上するとともに、市民の自主納付が促され、収納が強化される。		電子納付システムの導入 コンビニ収納の導入					平成18年度までに電子納付システムを導入し、コンビニ収納を導入する。	財務部

納税意識の高揚

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【意識啓発による滞納抑制】 市で実施している税の滞納処分の概要を公表する。	「滞納は差押になる場合がある」ことを周知するなど警告的な意識啓発を行うことにより、安易な滞納が抑制される。	ホームページ、ポスター、広報紙などにより、滞納処分の概要を公表する。						平成17年度から、滞納処分の概要を公表する。	財務部

【重点プログラム】：市債発行の抑制

【目標】：平成17年度～平成19年度の市債発行額を、480億円以内とする。
公債費負担比率について、15パーセント以下を維持する。

市債発行限度額の設定

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【市債発行限度額の設定】 これまでの建設に係る市債に加え、臨時財政対策債・減税補てん債を発行抑制の対象とし、3年ごとに3年間の市債発行限度額の設定を行う。	次の世代に過重な負担を残さず、また、弾力的な財政運営を持続できる。	17年度～19年度 3年間の市債発行限度額の設定			20年度～22年度 3年間の市債発行限度額の設定			3年間で市債発行額を限度額以内に抑え、公債費負担比率について、15%以下を維持する。	財務部

【重点プログラム】：扶助費の抑制
 【目 標】：福祉サービスの提供について、給付型から自立支援型への転換を図り、多様な主体が協働する体制をつくるなど、公的扶助の在り方を見直すことにより、複雑・多様化するニーズに的確に対応し、かつ持続的・安定的なサービスの提供を目指すとともに、扶助費の抑制を図る。

法定事業の見直し

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【母子家庭等に係る扶助事業の見直し】 母子家庭等自立支援計画に基づき、自立支援策を充実・推進する。	母子家庭等に対する職業訓練給付金(平成16年度に創設)の支給等の就業支援を行い、母子家庭等の自立を促進することにより、扶助費の抑制が図られる。	自立支援策の充実						自立支援策を充実する。	保健福祉部
【生活保護に係る自立支援プログラムの策定等】 自立支援プログラム(被保護者の自立を促進するための基本的な取組方針)を策定する。また、医療費の適正化に向けたレセプト点検方法を確立する。	生活保護自立支援相談員(平成16年度に設置)を中心とした自立支援を行い、被保護者の自立を促進するとともに、レセプト点検を充実し、医療費の適正化を図ることにより、扶助費の抑制が図られる。	レセプト点検の実施	自立支援プログラムの策定					平成17年度からレセプト点検を実施し、平成18年度に自立促進プログラムを策定する。	保健福祉部
【就学援助費認定基準の見直し】 要保護及び準要保護児童生徒就学援助費に係る認定基準の見直しを行う。	就学援助費に係る認定基準を見直すことにより、扶助費の抑制が図られる。				認定基準の見直し			平成20年度に認定基準の見直しを行う。	管理部

市単独事業等の見直し

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
<p>【市単独事業等の見直し】 市単独事業等について、扶助対象者の見直し、受益者負担の導入、事業の廃止等基本的な考え方を明確にするとともに、検診事業についても、検診内容や委託単価、受益者負担の見直しを行う。</p>	<p>計画的に見直しを行うことにより、サービスの利用者にとって公平性・公正さが確保されるとともに、扶助費の抑制が図られる。</p>	<p>順次見直しを実施</p>						<p>平成17年度から順次見直しを行う。</p>	<p>保健福祉部 保健所</p>

【重点プログラム】：国民健康保険事業特別会計の健全化
 【目 標】：収納率の向上、医療費の適正化等により国民健康保険事業特別会計の健全化を図り、一般会計からの繰入金を減少させる。
 一般会計からの繰入金（健全財政化調整分）の減額
 平成15年度決算 24億円
 平成25年度決算 12億円（平成17年度からの9年間で半減）
 現年度分の保険税収納率を90パーセント以上とする。

国民健康保険事業特別会計の健全化

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【保険税収納率の向上等】 保険税収納率向上対策の導入、滞納処分の強化等により保険税の収納率を向上させる。	保険税収入の確保及び税負担の公平性が図られる。	収納率90%以上を確保						現年度分収納率を90%以上とする。	市民部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【医療費の適正化等】 保健事業を実施するとともに、医療費通知の充実やレセプト点検等による医療費の適正化を図る。	加入者の健康意識の醸成や健康増進が図られるとともに、医療費が抑制され、国民健康保険事業特別会計の健全化が図られる。	保健事業の充実 レセプト点検の充実	医療費通知の充実					平成17年度から保健事業及びレセプト点検の充実、平成18年度から医療費通知の充実を図る。	市民部
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【保険税率の見直し】 独立採算の原則に基づき、適切な保険税率の設定に努める。	一般会計からの繰入金が増加抑制され、国民健康保険事業特別会計の健全化が図られる。	税率の見直し		税率の見直し		税率の見直し		隔年で保険税率の見直しを行う。	市民部

【重点プログラム】：低未利用資産の活用等

【目標】：道路残地等行政財産の適正管理や有効活用を図るとともに、相模原市土地開発公社の長期保有土地を計画的に解消し、財政の健全化に資する。

資産管理の適正化（道路残地等）

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【管理体制の一元化】 道路の機能・形態のない道路用地等の低未利用資産を把握し、管理体制の一元化を図る。	低未利用資産の現況等を把握し、処分・活用方針を確立するとともに、管理体制を一元化することにより、資産の適正管理や有効活用が図られる。	データベース化 処分・活用方針の確立	管理の一元化					平成17年度に処分・活用方針を確立し、平成18年度に管理の一元化を行う。	土木部

売却処分の促進（道路残地等）

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【売却方式の見直し】 処分・活用方針に基づき、統一されたルールのもと、売却方法及び手続の合理化や測量に係る負担の在り方等を検討し、処分可能なものについて、売却処分を促進する。	手続の合理化等により、隣接地権者等への売却処分が促進され、資産管理の適正化が図られる。	新たな売却方式の確立	新方式に基づく処分の実施					平成17年度に新たな売却方式を確立し、平成18年度から新方式による処分を実施する。	土木部

地域の資産としての活用（道路残地等）

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
【地域住民による管理の促進】 売却処分が困難又は不適當とされたものについて、アダプト制度を導入し、花壇等として地域住民による管理を促進する。	市民とのパートナーシップに基づき、地域住民が自主的に管理することにより、街の美化の促進と資産の有効活用が図られる。		アダプト制度による管理の順次実施					平成18年度からアダプト制度による管理を順次実施する。	土木部

土地開発公社保有土地の取得及び代替地の処分

取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
<p>【土地開発公社保有土地の取得計画の策定】 土地開発公社保有の事業用地について、市による供用済土地保有期間5年以上の長期保有土地の取得計画を策定する。</p>	<p>土地開発公社による先行取得用地の解消が図られ、市の債務負担が軽減する。</p>	<p>事業用地の取得計画の策定</p>			<p>市の標準財政規模に対する保有土地の簿価総額の比率の抑制(25%以下)</p>			<p>平成20年度末までに、市の標準財政規模に対する保有土地の簿価総額の比率を25%以下にする。</p>	<p>企画部</p>
取組項目及び内容	見込まれる成果	平成17年度	18	19	20	21	22	達成目標	担当部
<p>【代替地の処分計画の策定】 代替地の処分計画を策定し、代替地の積極的な売却処分を行う。</p>	<p>未利用地化している資産の有効活用が図られる。</p>	<p>代替地の処分計画の策定</p>			<p>全用地を処分</p>			<p>平成20年度までに全用地を処分する。</p>	<p>企画部</p>

発行日：平成 17 年 4 月

連絡先：相模原市 企画部 企画政策課

都市経営ビジョン推進室

相模原市中央 2 丁目 11 番 15 号（〒229-8611）

電話：042-769-9240（直通）

F A X：042-757-5727

Eメール：vision@city.sagamihara.kanagawa.jp

U R L：http://www.city.sagamihara.kanagawa.jp/toshikeiei/index.htm

